

うるま市立中学校照明設備 LED 化事業プロポーザル実施要領

1. 趣旨

うるま市（以下「本市」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減、加えて 2027 年末に全種の蛍光灯製造が中止することを踏まえ、市内の公共施設の照明について、省エネルギーかつ長寿命の LED 照明への更新を行うことを目的とする。本事業の推進にあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、信頼できる最適な運営者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、本要領で必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 事業名：うるま市立中学校照明設備 LED 化事業

(2) 内容：別紙仕様書のとおり

(3) 契約方式：賃貸借契約

(4) 事業期間：

① LED 照明機器への改修等 契約締結日より 180 日後まで

但し、プロポーザルにおいて提案理由により日付は変動するものとする。

② 賃貸借期間 工事終了の確認の翌月から令和 17 年 3 月 31 日まで月次払とする。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 総額 163,500,000 円

3. 参加資格等

参加者は、次に掲げるいずれかの条件に該当するものとする。

(1) 次のアからカに該当する者であること。

ア 令和 5・6 年度うるま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

イ 上記に登載されていない者にあつては、速やかに参加資格審査申請の提出を契約検査課まで行うこと（様式については、うるま市ホームページ「入札参加資格申請の受付について」参照）。また、参加意向申出書提出期限までに発注者に別紙「入札参加資格審査申請に準じた書類一覧表」記載の書類を提出すること。

ウ 参加者・応募リース会社が自治体公共施設で照明施設 LED 化の実績を持っていること。（受注形態や実績の規模は問いません）

エ 応募リース会社は過去 10 年以上リース業をおこなっていること。

オ 市内電気工事会社を主とすること。また、アスベスト工事資格者持つ工事業者を手配できること。LED 化施工方法によっては「大気汚染防止法」並びに「石綿障害予防規則」に

基づき事前調査及び調査報告義務が生じるため対応すること。

カ 過去 10 年間に LED 化工事で労災事故を起こしていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

(3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。(特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。)

(7) 共同企業体・コンソーシアム等で応募する場合は、すべての構成員が(1)から(6)までを満たしていること。

4. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施要領等の公表	令和 7 年 2 月 26 日(水)
質問の受付期間	令和 7 年 2 月 26 日(水) から 令和 7 年 3 月 13 日(木) 17 時 必着
質問に対する回答期限	令和 7 年 3 月 14 日(金)
参加意向申出書等提出期限	令和 7 年 3 月 10 日(月) 必着
参加資格確認結果通知	令和 7 年 3 月 12 日(水)
企画提案書等提出期限	令和 7 年 3 月 17 日(月) 17 時必着
プレゼンテーション(参加者多数の場合)	令和 7 年 3 月下旬予定
選考結果通知・公表	令和 7 年 3 月 下旬予定
契約締結	令和 7 年 3 月 下旬予定

5. 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

①参加意向申出書等

ア 参加意向申出書【様式1】 1部

イ 暴力団排除に関する誓約書【様式2】 1部

ウ 会社概要書【様式3】 1部

エ 同種同業務実績調書【任意様式】 1部

オ 入札参加資格審査に準じた書類【任意または各種官公署庁様式】 1部

(2) 提出方法 持参、郵送またはメール（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和7年3月10日（月）必着

(4) 提出先 うるま市社会教育部教育施設課

6. 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式4】質問書により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式4】質問書により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和7年3月13日（木）17時00分まで（必着）

(3) 質問書の回答期限

令和7年3月14日（金）までにうるま市公式ホームページに回答を記載し公表する。（回答の際は、質問者を特定できないようにします。）

(4) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7. 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

- (1) 通 知 日 令和7年3月12日(水)に通知する。
- (2) 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。
- (3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求
 - (2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し次のとおり説明を求めることができる。
- ア 提出方法：理由説明要求書(任意様式)の持参又は郵送
 - (郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする)
- イ 提出期限：令和7年3月17日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)
- ウ 提出先 ：うるま市社会教育部教育施設課

8. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、次により、提出期限までに企画提案書【任意様式】に、事業実
施工程表【任意様式】を添付して期限までに提出すること。

- ① 企画提案書等の提出期限 令和7年3月17日(月)午後5時必着
- ② 提出方法：PDF データをメールにて添付(容量が10MB 超は10MB
ごと送信またはCD-Rにてデータを一括郵送)

(2) 提出先 うるま市社会教育部教育施設課

(3) 留意事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ③ 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ④ 1ページあたりの大きさは、A4版又はA3版とすること。
- ⑤ 現場確認等を行う場合は必ず教育施設課に事前連絡の上行うこと。無断で学校等公共施設に入らないこと(無断で公共施設内に入ったと判断される場合、本プロポーザル参加資格停止する場合があります)またはホームページ上で公開する図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。
- ⑥ 図面中あるいは現場にある非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点ではLED化の対象外とするが、自主提案としてプレゼン対象とみなす。また、受託候補者選定後の現場確認により、別途LED化を実施する場合がある。
- ⑦ 各施設の図面が古い場合には既存の器具のデータや現場確認を参考に積算すること。
- ⑧ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、「積算用照明点灯時間一覧(エクセル)」を参考とし、次の点を基本に積算すること。
 - ア. 沖縄電力業務用電力、従量電灯にて積算

- イ．再生エネルギー促進賦課金を加算
- ウ．燃料費調整額を含めずに積算
- エ．沖縄電力発電 CO2 排出係数：0.71kg-co2/kWh

9. プレゼンテーション（参加申し込み事業者多数の場合）

（1）実施日時・場所

令和7年3月下旬予定

※時間及び場所については、参加資格者へ別途通知する。

（2）実施時間

30 分以内（提案内容の説明 20 分、質疑応答 10 分）

（3）出席者

5 名以内（出席者は最小限とする）

（4）その他

ア プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）のみ本市が準備する。

エ プレゼンテーションを行わない際、企画提案について質疑を求める場合があります。この場合の質疑は全者に同一の質問とし、連絡方法等については事務局より連絡いたします。

10. 優先交渉権者の選定

（1）選定方法

企画提案書、見積金額、省エネルギー効果、財政貢献効果、地元経済効果、過去の実績などをプレゼンテーション及びヒアリングにより別紙「うるま市立中学校照明設備LED化事業提案書評価基準」に基づき、審査委員が総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

（2）選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

（3）その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合
- ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- エ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- オ 個人情報保護法、健康保険法その他法令順守を怠った場合

11. 契約手続きについて

本業務の契約交渉候補者として選定された事業者と契約の交渉をおこなうものとする。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。

(2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛込み作成する場合がある。

(3) 提案資料、提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

(4) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

12. その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

(4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし正当な事由による辞退と認められない場合にはその後の本市入札応募を受け付けない場合がある。

(6) 次の事項のいずれかに該当する企画提案は失格、または優先交渉権取消とする。

①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合

③実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

⑥価格提案書の金額が、上限額を超過した場合

⑦価格提案書の金額が、社会常識に照らして上限額より著しく低かった場合

(7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。

(8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(11) L E D化対象公共施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。

(12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。

(13) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において市内本社・本店事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

(14) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は参加者に対して発注者は責任を負わないものとする。

13 提出・問い合わせ先（事務局）

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市教育委員会教育施設課

T E L : 098-923-7166

F A X : 098-923-7145

E-mail : yuu-u@city.uruma.lg.jp